

# 郵政省「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」

## 報告書（2000/6/23）を読む

### ●『報告書』の概要

1999年11月から2000年6月まで7回にわたって郵政省「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」（座長：濱田純一東京大学大学院情報学環学環長）が開催され、その報告書が6月23日に発表された（以下『報告書』）。同研究会のメンバーは、放送事業者、メディア研究者、教育関係者、PTA代表者ら16名。FCT代表の鈴木みどりは研究者として、またメディアを専門分野とするNPO代表として参加した。郵政省の関係する研究会に「視聴者団体」ではなくNPOの代表者が参加するのは初めてのことである。また、「随行員」としてFCT会員が毎回傍聴した。

1995年9月に設置された郵政省「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」から5年。子どものメディア環境とメディア・リテラシーを軸に議論が積み重ねられてきたが、ここでは、その締めくくりとして出された『報告書』の内容と意義について考えてみる。

報告書本文は次のように構成されている。

はじめに／第1章 メディア・リテラシーとは／第2章 諸外国におけるメディア・リテラシーに関する取組／第3章 我が国におけるメディア・リテラシーに関する取組／第4章 メディア・リテラシー関連の取組に関する問題／第5章 メディア・リテラシーの向上に向けて。

付属資料として各国のメディア・リテラシーの定義、教材、取り組み、日本における政

府・地方自治体・学校教育・マスメディア・民間団体・大学の取り組みが添付されている。

### ●『報告書』を積極的に評価できる点

#### 1. 視聴者の捉え方

まず、「はじめに」の部分では、「『放送』とは視聴者が存在してはじめて成立するものであり、放送事業者や番組制作者のみにより培われるものではな

い。批判的な視聴者（critical audience）の目に晒されることにより、我が国放送文化の発展、ひいては健全な民主主義の発達が期待できる」（p1）として、視聴者を放送のパートナーとして位置付けている。

そして、「このような放送事業者と視聴者間の健全な緊張関係を醸成するためには、視聴者が自らメディア・リテラシーを向上させ、『主体的な視聴者』（active audience）となることが重要である」

（p1）と、視聴者にその主体性の確立を求め、そうすることでパートナーシップの成熟を期待している。

さらに、「メディア・リテラシーとは、メディアとの関りが不可欠なメディア社会における『生きる力』であり、多様な価値観を持つ人々から成り立つ民主社会を健全に発展させるために不可欠なものである」（p.2）とメディア・リテラシーの目的を民主社会の発展との関係で明確に表現している。この理解は、「メディア・リテラシーはメディア社会に生きる市民が主体となって獲得すべき能力。（中略）カナダでもAMLが草の根的にメディア・リテラシーの重要性を訴え続けたことにより、公教育への導入という結果をもたらしている」（p34）との指摘ともつながっている。

このように『報告書』は、視聴者を放送の「受け手」であったり、視聴率の数の一部として捉えるのではなく、民主社会を構成する自律した主体として捉えており、放送文化を支えるクリティカルな視聴者が育つための可能性をメディア・リテラシーの獲得に見い出している。さらに、メディア・リテラシーそのものを推進する担い手も草の根の市民であるという認識を示している。

#### 2. メディア・リテラシーの定義

定義については第1章でメディア・リテラシーの構成要素として次の3点をあげている。①メディアを主体的に読み解く力

ア) 情報を伝達するメディアそれぞれの特徴を理解する能力。

イ) メディアから発信される情報について、社会的文脈で批判的（クリティカル）に分析・評価・能動的に選択する能力。

②メディアにアクセスし、活用する能力。

メディア（機器）を選択、操作し、能動的に活用する能力。

③メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。

また、「あらゆるメディアに対応する場合や、とりわけテレビ等の映像メディアの批判的な読解能力等をも話題にする場合には、『情報リテラシー』よりも『メディア・リテラシー』を使用した方が問題意識をより適切に反映する」（p. 5）と述べ、「情報リテラシー」と「メディア・リテラシー」を明確に区別したことも両者を混同することの多いここ数年の動きに照らして、意義深い。

郵政省関連では、「多チャンネル懇」最終報告（1996/12）、「青少年と放送に関する調査研究会」報告（1998/12）、「青少年と放送に関する専門家会合」とりまとめ（1996/6）と、それぞれメディア・リテラシーについて定義を試みてきたが、今回はじめて「メディアから発信される情報について、社会的文脈で批判的（クリティカル）に分析・評価・能動的に選択する能力」とし、FCTによる定義に近いものになっている。

### 3. 能動的な学び方

メディア・リテラシーの学び方としては、能動的な参加が不可欠であるが、報告書でも「メディア・リテラシーの習得にあたっては、「教わる」のではなく、「自ら考え、自ら学ぶ」という、能動的な学び方に関する姿勢が必要」（p28）、「これからのメディア社会においては、単に知識を蓄積するのではなく、人々と協同的に対話しつつ、社会的に知の営みに参加することを学ばなければならない」（p31）など、

能動的な学び方の重要性について触れている。さらに、これまでそのような学び方を困難にしていた「上から、一方的に教える」教育を変革する必要性を提起している。

また、メディア・リテラシーの取り組みでは素材となるメディア・テキストが不可欠であるが、これについて『報告書』では「実際に放送された番組やCMの利用が欠かせないため、生涯学習の場におけるメディア・リテラシーの実践にあたっては、放送事業者、広告団体等の協力が望まれる」（p36）、と指摘している。メディアがメディア・リテラシーを重視するのであれば、なによりもまず素材の協力が望まれる、ということである。

この他に、「生涯にわたる自己啓発」の必要性をあげて「自己啓発が可能となるような生涯学習の場の整備が必要」としている。メディア・リテラシーの取り組みが子どもだけではなく、すべての人びとに必要なという観点を打ち出している点は重要である。

### ●「報告書」の不十分な点

このように過去の一連の報告書に比べて画期的ともいえる踏み込んだ理解を示している『報告書』ではあるが、不十分な点や疑問点も多々指摘できる。第1に、「情報教育」との相違についてであるが、『報告書』ではメディア・リテラシーと情報教育との相違を明確に提起しつつも、いまだに混同している記述が随所にみられる。例えば、メディア・リテラシーの構成要素として「②メディアにアクセスし、活用する能力。メディア（機器）を選択、操作し、能動的に活用する能力」と記述している点である。これでは、メディアへのアクセスが機器を選択し、それを使いこなすという理解にとどまっているとも受け取れる。

メディア・リテラシーに取り組む者は、メディアをクリティカルに読み解く知力を育成するなかで、メディアにアクセスしたり、主流メディアにない情報を自ら作りだしたいと望むようになる。それが「コミュニケーションする権利」の自覚である（『Study

Guide メディア・リテラシー[入門編] リベルタ出版、2000. p19)。

単に機器を選択し使いこなすのでもなく、情報をつくり出す営みをメディアにゆだねるのでもない。主権者の一員として民主主義に基づく社会の形成に参加するために多様な情報を求めると同時に、メディアからは得られない情報を自らつくり出すことができるようになる。そのような能力がメディア・リテラシーである。

第2に、『報告書』が述べている「能動性」の中味である。「どこにどのような情報があるのか、そして、その情報をメディアを活用してどのように使いこなすか、という能動的な学び方が必要であり、その基礎となる能力がメディア・リテラシーである。また、逆に、能動的な学びを通じて、メディア・リテラシーが獲得されるのである」(pp32-33)と述べており、情報の選択と活用という面でしか「能動性」が理解されていないように思われる。

メディア・リテラシーの取り組みにおいて獲得される能動性とは、その最終目標からいっても、学ぼう者の生き方にまで深く関わるものである。その獲得がどのように可能になるかを解明することが今後の課題といえるだろう。

第3に、『報告書』の構成に関する疑問である。政府、教育現場、マスメディア、その他民間団体、研究者の取り組みを羅列して並列的に取り上げることによって、あたかも各領域で独自の「メディア・リテラシー」が存在しているかのような構成になっている(第3章 我が国におけるメディア・リテラシーの取組)。資料でも、メディア・リテラシーの取り組みと呼べるかどうか首をかしげるものも含めて紹介されている。まさに「玉石混交のメディア情報の中で、これらを取捨選択し、うまく活用していく能力」(p31)という『報告書』の指摘が、これを読む者にも求められていると言えよう。

### ●『報告書』の評価と今後の課題

以上のように『報告書』は、メディア・リテラシ

ーの理念、定義、学び方、視聴者の捉え方などのさまざまな点で、大きく共通理解を前進させた評価ができる。特に郵政省が「視聴者」という言葉を初めて冠した委員会を発足させたのが95年の「多チャンネル懇」であったことを思うと、今回の『報告書』が明記したような視聴者/市民の捉え方へと5年の歳月で大きく変化したことの意義は大きい。その背景として、一つには、95年以降の子どものメディア環境をめぐる議論の中で、節目節目にFCTなど市民が見解を发表或し、フォーラムを開催して発言し続け、放送事業者、政府などを含めて議論をしていく土俵が形成されたことがあるだろう。同時に、子どものメディア環境を変えていく上でVチップの導入ではなくメディア・リテラシーが焦点化していったことがあげられる。(この間の経緯と評価については「テレビと子どもをめぐる議論の流れーVチップからメディア・リテラシーへ」ガゼット No. 69 参照)。

さらに今回はFCTとして一歩踏み出し、委員会に代表を送ることによって、市民の立場を主張すると共にグローバルなネットワークの中で培ってきた研究と実践の蓄積を惜しみなく提供したことがある。

FCTが8月に開催した「メディア・リテラシー・ファシリテーター研修セミナー」で、地方自治体で女性政策を担当するある参加者は、今回の『報告書』について「“メディアの表現の自由”対“規制”という2項対立的な発想から大きく方向転換した。メディアに対する規制ではなく、主権者たる市民がメディア・リテラシーを獲得することによってメディアとの関係を規律・調整していこうとする方向だ。この報告書は自治体の政策にも大きな影響を与えるだろう」と評価していた。

しかし、残念ながら、この『報告書』が提起した方向性は現在のところ政府や他省庁の行政レベルで理解されているとはいえない。むしろ、主流となっているのは、続発する少年事件や報道被害を理由にメディアへの規制を強めようという論調である。例

えば、森首相の私的諮問機関である「教育改革国民会議」は、中間報告で「有害情報等から子どもを守る」という項目を盛り込み、自主的に有害情報をチェックするNPO や研究グループなどの民間団体の支援、保護者団体が有害情報を含む番組のスポンサー企業へ働きかける取り組みの支援、を提言している(9/23 朝日新聞)。

今回の郵政省調査研究会のメンバーでもあった尾木直樹氏は、PTA がワースト番組を発表しスポンサーに働きかけたことについて「実際に、ひどい番組はある。しかし、数の圧力より、文化の問題として議論する必要がある」(8/1 読売新聞)と述べている。

また、結局見送られはしたが、日弁連の構想する人権救済機関の強制調査の対象にマスメディアも含むことが検討されていた(9/13 朝日新聞)。市民が民主主義に基づく社会に責任を持って参加していくためには、多様な意見、多様な文化の存在について十分な知識と情報が必要である。この点で、メディアは市民の「知る権利」に応えるジャーナリズムの機能を発揮するために「表現の自由」を保障されている。従って、メディアによる人権侵害については、規制を考える前に、市民とメディアの対話をどう可能にしていくか、そのシステムの構築が何よりもまず必要である。

この点からいっても、今回の『報告書』が市民の能動的な参加を基本とするメディア・リテラシーの重要性を提起していることを重く受け止める必要がある。

(西村寿子)

— 『fctGAZETTE』 No. 72 (2000年11月) 掲載 —